

# 憲法 I (人権)

担当：柳瀬 昇

## 第 15 回 内心の自由 (1)

### 1. 思想・良心の自由

- ・ 国民がいかなる思想をもっていようと、それが内心の領域にとどまる限りは、絶対的に自由であり、特定の思想をもつことについて、国家が禁止したり、それに基づいて不利益を課したりすることはできない。また、国民がいかなる思想をもっているかを国家が強制的に告白させることは許されない。
- ・ 民法 723 条に基づき、名誉毀損に対する名誉回復処分として、新聞や雑誌等に謝罪広告を掲載するよう、名誉毀損の加害者に対して裁判所が命ずることは、単に事態の真相を告白し陳謝の意を表明するにとどまる限り、良心の自由を侵害するものではない（謝罪広告事件最高裁判決（最大判昭和 31 年 7 月 4 日民集 10 卷 7 号 785 頁））。
- ・ 思想・良心の自由が争われた事例として、麴町中学校内申書訴訟最高裁判決（最判昭和 63 年 7 月 15 日判時 1287 号 65 頁）、ピアノ伴奏拒否事件最高裁判決（最判平成 19 年 2 月 27 日民集 61 卷 1 号 291 頁）、起立斉唱拒否事件最高裁判決（最判平成 23 年 5 月 30 日民集 65 卷 4 号 1780 頁）などがある。

### 2. 信教の自由

- ・ いかなる宗教を信仰するかどうか、宗教的行為を行うかどうか、宗教的結社を結成するかどうかは、国民の自由であり、国家がこれを強制してはならない（なお、宗教的結社の自由に関して、オウム真理教解散命令事件最高裁判決（最判平成 8 年 1 月 30 日民集 50 卷 1 号 199 頁）参照）。
- ・ 信教の自由といえども絶対的なものではないので、他の精神的自由権と同様に、必要最小限度の規制は認められる（なお、加持祈祷事件最高裁判決（最大判昭和 38 年 5 月 15 日刑集 17 卷 4 号 302 頁）、牧会活動事件神戸簡裁判決（神戸簡判昭和 50 年 2 月 20 日判時 768 号 3 頁）参照）。

【宿題】津地鎮祭事件最高裁判決（I-42）、愛媛県玉串料訴訟最高裁判決（I-44）、空知太神社訴訟最高裁判決（I-47）及び東大ポポロ事件最高裁判決（I-86）の事実の概要及び判旨を読んでおく。余力があれば、解説についても目を通しておく。

## Quiz

Q15-1 憲法第19条の保障する思想・良心の自由に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付しなさい。

- ア. 企業が従業員に対して特定政党の党員か否かを調査することは、当該調査の必要性があり、不利益な取扱いのおそれがあることを示唆せず、強要にわたらない限り、許容される。
- イ. 裁判所が謝罪広告を強制しても、単に事態の真相を告白し、陳謝の意を表明することとどまる場合は、良心の自由を不当に制限することにはならない。
- ウ. 中学校の内申書にその学校の全共闘を名乗って機関紙を発行したなどと記載した場合、それ自体は客観的な事実であっても、その記載に係る外部的行為から一定の思想信条を了知し得る。

Q15-2 信教の自由に関する次のアからエまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付しなさい。

- ア. 信教の自由には内心における信仰の自由が含まれるが、信仰の自由は、内心にとどまるものである限り、制約が一切許されない。
- イ. 宗教とは無関係な行政上の要請により、宗教を信じているか、いずれの宗教団体に属しているかなど、個人の信仰に関する申告をさせることも、内心における信仰の自由の侵害となる。
- ウ. 宗教的行為の自由は、憲法第20条第1項前段ではなく、「宗教上の行為」等に「参加することを強制されない」と規定する同条第2項により保障される。
- エ. 特定の宗教の宣伝や共同で宗教的行為を行うことを目的とする団体を結成する自由は、信教の自由ではなく、憲法第21条第1項の結社の自由として保障される。